

住宅ローン減税(現行制度)

消費税率10%時の特例

(令和元年度税制改正で措置)

- 消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合に、控除期間を延長。
- 令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した場合に限り適用。

控除期間延長	各年の控除限度額(一般住宅の場合)
3年間 (10年間→13年間) ×	以下のいずれか小さい額 ①借入金年末残高(上限4,000万円)の1% ②建物購入価格(上限4,000万円)の2/3% (2%÷3年) ※ 新築・未使用の長期優良住宅・低炭素住宅の場合は、借入金年末残高・建物購入価格の上限:5,000万円

時限的に拡充

住宅ローン減税(基本制度)

- 【主な要件】 ①自らが居住するための住宅 ②床面積が50㎡以上 ③合計所得金額が3,000万円以下 ④住宅ローンの借入期間が10年以上
 ⑤取得等の日から6ヵ月以内に入居 ⑥令和3年12月31日までに入居 等

	控除対象 借入限度額	控除率	控除期間	控除限度額	住民税からの 控除上限額
消費税率8%又は10%の場合	4,000万円 (5,000万円)	1.0%	10年間	400万円 (500万円)	13.65万円/年
その他の場合 (個人間売買で中古住宅 を取得した場合)	2,000万円 (3,000万円)	1.0%	10年間	200万円 (300万円)	9.75万円/年

※ ()内は新築・未使用の長期優良住宅・低炭素住宅の場合